

ハイライト:

- ・令和3年度税制改正について取り上げます!
- ・協会けんぽの健康保険、介護保険の料率が変更になります。

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶



目次:

ご挨拶	1
令和3年度税制改正について	1
社会保険関係の改正事項	2

1年前に季刊誌を作成していたときには、新型コロナウイルス感染症の拡大がここまでひどくなるとは想像できませんでした。Withコロナの時代で働き方も驚くほど変化を遂げています。第85号では、令和3年度税制改正並びに社会保険関係の改正について取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。HP上の「お役立ち情報」も更新していますので、是非ご覧ください。

公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

令和3年度税制改正について

令和3年度税制改正の中から法人に関係する内容について取り上げます。

中小企業の所得拡大促進税制の見直し(^_^)

従来、継続雇用者(前期も当期もフルに給与の支給を受けている雇用保険被保険者の社員)への給与等支給額が対前年度比で1.5%以上増加することが要件でしたが、令和3年4月1日以降開始事業年度からは、**継続雇用者ではなく雇用者給与等支給額が対前年度比1.5%以上増加することへ要件が緩和され、適用期限も2年間延長**となります。**給与等支給総額の増加額の15%の税額控除**を受けられること及び上乗せ措置の内容や上限額については変更はありません。

なお雇用調整助成金を受給している場合、対前年度比の比較計算をする際には控除しないで計算し、税額控除額を計算する際には控除することが明確化されました。

< 例 >

	前年度	当年度
雇用者給与等支給額	10,000	11,000
雇用調整助成金	2,000	2,500
差引	8,000	8,500

対前年度比: $11,000 - 10,000 / 10,000 = 10\% > 1.5\%$
要件クリア!

税額控除額: $(8,500 - 8,000) < (11,000 - 10,000)$
のため、 $500 \times 15\% = 75$ が税額控除額

(注)雇用調整助成金を控除して計算した金額が上限となるので、控除しない場合と比較計算する必要があります。

大企業向け人材確保等促進税制の見直し(^_^)

従来、継続雇用者への給与等支給額が対前年度比3%以上、かつ設備投資額が当期の減価償却費総額の95%以上という2つの要件が課されていましたが、改正後は**新規雇用者への給与等支払額が対前年度比2%以上**という1つの要件のみに変わります。

税額控除額は新規雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%となります。

なお、当年度の教育訓練費の額が前年度の1.2倍以上の場合、控除額が5%上乘せされます。税額控除額は法人税額の2割が上限です。

繰越欠損金の控除上限特例の創設(^^)

コロナ禍の厳しい経営環境の中、赤字であっても前向きな設備投資を行う法人に対し、産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受けた場合には、コロナ禍の影響を受けた2年間に生じた欠損金額について、その投資額の範囲内で、最大5年間、繰越欠損金の控除限度額を最大100% (現行: 所得の金額の50%) とする特例が創設されます。大会社向けの改正内容です。

中小企業設備投資税制の改正

【適用期限：令和4年度末まで】

< 出典：経済産業省 >

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置 国 税	<p>【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10% (※7%) ⇒延長(2年)</p> <p>生産性向上設備 (A類型) 生産性が年平均1%以上向上</p> <p>収益力強化設備 (B類型) 投資利益率5%以上のパッケージ投資</p> <p>デジタル化設備 (C類型) 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備</p> <p>経営資源集約化設備 (D類型) 修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備</p> <p>※計画認定手を柔軟化</p>			
	<p>【中小企業投資促進税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※30%特別償却のみ適用 ⇒延長(2年) ※不動産業、商店街振興組合等の業種を追加</p>		<p>【商業・サービス業 ・農林水産業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※30%特別償却のみ適用 ⇒廃止</p>	
<p>を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要</p>		<p>を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合</p>		

ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！

<http://naka-cpa.my.coocan.jp/>

電子帳簿保存法の見直し等(^^)

帳簿書類の電子保存について、事前承認が廃止され、モニター・説明書の備付け等の最低限の要件を満たすならば、電子データのまま保存することが可能となります。スキャナ保存に関しても、事前承認は不要、紙原本による確認も不要とされ、タイムスタンプ付与期間は2ヶ月以内(現在3営業日以内)に延長、検索要件も簡素化されます。ただしデータ改ざん等を行うと重加算税として10%の加重となります。令和4年1月1日以後に適用開始となります。また、税務関係書類については令和3年4月1日から一部を除き、押印が不要とされます。その他に、DX投資促進税制やカーボンニュートラル投資促進税制、中小企業事業再編投資損失準備金の創設や研究開発税制の見直し等があります。

社会保険関係の改正事項

- ・令和3年4月1日から36協定届の様式が新しくなります。
- ・令和3年3月分からの健康保険料率と介護保険料率が改正されます。
- ・令和4年10月からは従業員数101人以上、令和6年10月からは従業員数51人以上の企業において、週の労働が20時間以上、かつ月額賃金8.8万円以上の方に社会保険加入義務が生じます。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。

税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

nakamura-cpa@tkcnf.or.jp